

番号	1、3
項目	<p>1 IR・カジノ土地引渡しと賃料の発生について、2024年10月から月額約2億円の賃料が大阪IR株式会社から大阪市に支払われる事実はありません。大阪市による不正確な報道各社への情報提供により、「月額約2億1000万円の賃料が10月から発生」など一部で報道されています。無償部分と有償部分との混在の問題、さらに支払方法の問題により、実際には現在土地の賃料が支払われていないということを明確にして公表し、その事実を速やかに広く市民に伝えることを求めます。</p> <p>また誤った報道を行った各社に対し、事実を正確に伝え、訂正記事の掲載を大阪市として要求することを求めます。</p> <p>3 大阪維新の会に対し、2024年10月14日発行の『大阪維新ジャーナル』回収を求めること。同時に、大阪維新の会ホームページと次回発行の『大阪維新ジャーナル』で、本件についての誤報の謝罪と掲載内容の撤回、正しい事実を再掲載するよう働きかけることを求めます。</p>
<p>(回答)</p> <p>土地の引渡し等については、10月25日付でHP（下記アドレス参照）に掲載しております。</p> <p>https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/irfaq/index.html#shinki-061025</p> <p>なお、ご指摘の報道内容等について、以下のとおりであることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京報道新聞 10月24日に記事を修正・更新 ・読売新聞 10月29日に訂正記事を掲載 ・大阪維新ジャーナル 11月8日に訂正記事をHPに掲載 	
担当	IR推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235

番号	2
項目	「無償」「有償」について現在の特特定されている区域を明らかにし、発生している賃料の内訳について市長による見公を行い、ホームページなどに載せること。また今後の工事進捗による「無償」「有償」の区別の基準と見通しを示すことを求めます。
<p>(回答)</p> <p>令和6年10月1日に、IR事業用地の一部（全体約49haのうち万博関連の使用範囲を除く約46ha）を事業者に引き渡しました。令和6年10月1日の引渡範囲が一部であること、また、土地課題対策に係る工事のために使用ができなくなった範囲・期間等は事業者は賃料の支払い義務を負わないこととしていることから、令和6年10月以降の賃料は、事業用定期借地権設定契約に定める月額2億1,073万589円の一部となります。</p> <p>令和6年度の具体的な賃料額は、土地課題対策工事の状況（土地課題対策工事での使用範囲等）を踏まえ、令和7年3月頃に確定させる予定です。</p> <p>なお、上記内容については、10月25日付でHP（下記アドレス参照）に掲載しております。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o080010/irs-kikaku/irfaq/index.html#shinki-061025</p>	
担当	IR推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235